【規程番号　神女短Ｖ－009】

神戸女子短期大学転入学に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 12 条に基づき、転入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

（入学資格）

第２条　他の短期大学（以下「出身大学」という。）に在籍する学生に本学への転入学を志願する者があった場合、欠員がある場合に限り、選考の上これを許可することができる。

２　前項にかかわらず、幼児教育学科への転入学は認められない。

（転入学の時期）

第３条　転入学の許可の時期は、学年の始めとする。

（出願手続）

第４条　転入学を志望する者は、次の各号に掲げる書類に学則第 28 条に定める検定料を添えて提出するものとする。

（1）転入学願書（所定様式）

（2）出身大学の成績証明書

（3）出身大学の在学（期間）証明書

（4）健康診断書

（5）その他本学が必要と認める書類

２　前項の書類は、転入学を希望する前年度の２月末日までに提出するものとする。

（選考）

第５条　転入学を志願した者の選考は、書類審査、学力試験、面接又はその他の方法により行う。

２　前項の選考方法については、別に定める。

（許可）

第６条　学長は、前条の選考結果に基づき、部局長等会議及び教授会の意見を聴き、転入学を許可することができる。

２　転入学を許可された者には、転入学許可書を交付する。

（既修得単位の取扱）

第７条　転入学を許可された者の出身大学において修得した授業科目及び単位数の取扱いは、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（転入学年次並びに在学年限）

第８条　転入学を許可された者の転入学年次は、出身大学における在学期間及び前条による既修得単位を勘案した相当年次とし、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項にかかわらず、食物栄養学科への転入学年次は、1 年次とする。ただし、栄養士法第２条第１項に規定する栄養士の養成施設からの転入学にあってはこの限りとしない。

3　転入学を許可された者の在学年限は、出身大学において既に在学した期間を含め学則第３条に定める年限とする。

（学則等の適用）

第９条　学則及びその他諸規則は、転入学した当該年次のものを適用する。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 24 年 7 月 17 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。